

## 花と緑のふれあいセンター（仮称）ホームページの運用について

## （趣旨）

- 1 この基準は、PFI事業者（以下「事業者」という。）が、インターネット上に公開する花と緑のふれあいセンター（仮称）（以下「ふれあいセンター」という。）のホームページ（以下「センターホームページ」という。）の運用管理について必要な事項を定めるものとする。

なお、「花と緑のふれあいセンター（仮称）広告掲載の取扱いについて」（以下「広告掲載の取扱い」という。）に規定のある事項については、広告掲載の取扱いによるものとする。

## （センターホームページの作成）

- 2 センターホームページの作成に当たっては、誰もが利用しやすいホームページとなるよう、次の事項に留意するものとする。

## (1) 問い合わせ先の明記

情報提供する内容に対する責任の所在を明らかにするため、事業者の名称と問い合わせ先を明記するとともに、県の所管課名を併せて明記すること。

## (2) 個人情報の保護

情報提供を行う場合には、神奈川県個人情報保護条例を遵守すること。

## (3) 著作権等

ア 情報提供内容（画像等も含む。）の転載に制限を行う場合は、その要件（禁止や使用許諾要件）を明記すること。

イ 県が著作権を有する画像やプログラムを使用する場合は、県の使用許諾を得ること。

ウ 県又は事業者が著作権を持たない画像やプログラムを使用する場合は、その使用許諾を得るとともに、著作権が不明確であるものは使用しないこと。

## (4) 提供情報の更新

常に情報の迅速性と正確性に配慮し、利用者には有益かつタイムリーなものとなるよう適時情報の更新を行うこと。

## (5) アクセシブルなホームページ

神奈川県情報バリアフリーガイドラインに定める基準を遵守し、誰もが支障なく利用できるようなホームページづくりに努めること。

## (6) 用語等

専門用語、略語、外国語等の乱用は避けるとともに、分かりやすい表現を心がけること。

(リンク設定)

- 3 県は、県のホームページからセンターホームページにリンクを設定するものとする。
- 4 事業者が、センターホームページから他のホームページにリンクを設定する場合は、原則として、営利団体や個人サイトへのリンクは行わないこと。ただし、構成企業及び協力企業については、ふれあいセンターのPFI事業に参加していることを明示した上でのリンクは妨げないものとする。
- 5 外部からのリンクは、センターホームページを広く活用してもらうため、原則として自由とするが、センターホームページのコンテンツが新たなウィンドウで開くよう指示を行うものとする。

(リンクの解除)

- 6 事業者は、4によるリンク先の情報内容を随時確認し、法令や公序良俗に反する等不適切な内容であることが判明した場合は、リンクを解除しなければならず、5により外部からリンクしているホームページが、法令や公序良俗に反する等不適切な内容であることが判明した場合は、リンクの解除を申し入れるものとする。

(広告の内容)

- 7 センターホームページに掲載する広告はバナー広告とし、神奈川県農業振興及び地域の活性化に関連するものとする。

(広告の規格)

- 8 広告の規格は次のとおりとし、事業者が当該規格と異なる規格によろうとするときは、県と協議するものとする。

大きさ	縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
形式	GIF (アニメ可、透過 GIF 不可)・JPEG・PNG
データ容量	4 KB 以下

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

- 9 事業者は、広告を募集するときは、広告掲載の取扱いに規定された事項のほか、県の承諾を得て、広告を掲載するページ、位置及び枠数を定め、これを公表しなければならない。

( 広告の掲載期間 )

10 広告を掲載する期間は、年度ごとに区切り、同一年度においては原則として1箇月を単位とし、最長12箇月とする。

( 広告のデザイン等の修正要求 )

11 事業者は、募集した広告のデザイン、文言その他の内容が次の各号に該当するときは、掲載前に応募者に対して当該内容の修正を求めるものとする。

- (1) 神奈川県情報バリアフリーガイドラインに定める基準を遵守しておらず、バリアフリー対応となっていないこと。
- (2) 個人情報に当たる内容や誹謗中傷等の文言があること。
- (3) その他センターホームページに掲載する広告としてふさわしくないと判断される内容を含むこと。

( 応募者の責務 )

12 事業者は、広告を募集する際は、広告の内容等掲載する広告に関する一切の責任は応募者にあることを明示するものとする。

( 応募者のリンク )

13 事業者は、掲載したバナー広告に応募者がリンクを設定しようとする場合は、あらかじめリンク先を報告させ、リンク先のホームページの内容等が法令や広告掲載の取扱いに抵触していないことを確認し、抵触しているときは、リンクの設定を認めてはならない。リンクの設定を認める場合にあっては、リンク先のURLを原則として変更できないこととし、リンク先の無断変更、リンク切れその他広告の内容等に変更が生じたことを発見したときは、応募者にこれを修正させなければならない。

( その他 )

14 センターホームページの運用について疑義が生じた場合は、関係者協議会の協議又は県及び事業者による協議により決するものとする。